

第7節

身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

1 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号74】(再掲)

P46【施策番号28】参照

2 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

【施策番号75】(再掲)

P53【施策番号34】参照

3 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号76】(再掲)

P54【施策番号35】参照

4 大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合のための準備

【施策番号77】

警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。

5 歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等

【施策番号78】

厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用したほか、歯科医療関係者を対象とした研修会を開催するなどして、標準コード仕様の周知等を行っている。

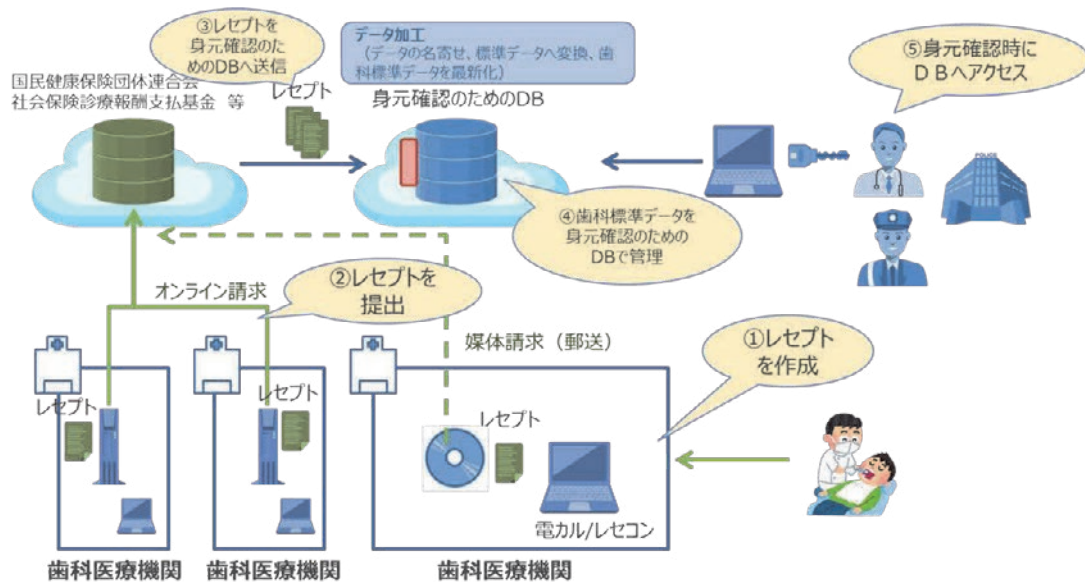
また、令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向けて、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データ

ベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。

引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。

資2-7-5

歯科情報の利活用推進事業におけるレセプトデータからの身元確認データ収集イメージ



出典：厚生労働省資料による

6 身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築

【施策番号79】(再掲)

P57【施策番号40】参照